

定 款

株式会社 Will Smart

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は株式会社 Will Smart と称し、英文では Will Smart Co., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子製品及びその部品、周辺機器、並びにソフトウェアに関する下記業務
 - イ) 開発及び製造
 - ロ) 販売、レンタル、輸出入、仲介及び代理業
 - ハ) 保守及び修理
- ニ) 保守、修理及び運用等を行う要員派遣
- ホ) 各種調査、実験、開発、研究、試験の受託業務
- ヘ) 導入・操作・保守の教育
- ト) 導入・改善に関する相談、助言及び指導等の受託業務
2. 情報サービス業
 - イ) ホームページ、ウェブサイトの企画、デザイン、制作、販売、運営
 - ロ) インターネットを使用した広告及び通信販売業務
 - ハ) モバイルサイトの運営及び管理
- ニ) 情報提供サービス事業
- ホ) インターネットによる通信販売業
3. 広告業
 - イ) 広告宣伝に関する企画、制作
 - ロ) 広告代理業並びに企業の広告宣伝・販売促進及びマーケティングに関する企画・制作及び販売
4. 各種コンサルティング業務
5. 旅行業法に基づく旅行業
6. 不動産の売買・賃貸・管理並びにその仲介
7. その他前各号に付帯する投融資及び保証を含む一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は本店を東京都江東区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会

- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、5,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第9条 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

2. 前項に関わらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告す

る。

3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株主名簿への記載又は記録、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。ただし、この場合には株主総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。
2. 代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2名以上の代理人を選任することが出来ない。

(議事録)

- 第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果、並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録するものとし、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をする。
2. 株主総会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第18条 当会社の取締役は8名以内とする。

(取締役の選任)

- 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じ取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに、発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 取締役会の決議について、特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを法務省令で定めるところにより記載又は記録した議事録を作成して、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

2. 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、取締役会の決議（会社法第426条第1項の規定に基づく決議をいう）により、法令に定める範囲内で取締役の責任を免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に賠償責任を限定する契約を締結することができる。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

（取締役の報酬等）

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第30条 当会社の監査役は5名以内とする。

（監査役の選任方法）

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第33条 監査役会はその決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開くことができる。

（監査役会の決議方法）

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(監査役会規則)

第37条 監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第38条 当会社は、取締役会の決議（会社法第426条第1項の規定に基づく決議をいう）により、法令に定める範囲内で監査役の責任を免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に賠償責任を限定する契約を締結することができる。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定期株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査役会の同意を得てこれを定める。

(会計監査人の責任の一部免除)

第43条 当会社は、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項に定める会計監査人

の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、会計監査人における当該賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする。

第7章 計算

(事業年度)

第44条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から翌年12月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第45条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第46条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金等除斥期間)

第47条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

附則

(事業年度変更に係る経過措置)

第1条 第44条（事業年度）の規定にかかわらず、第13期の事業年度は、2024年4月1日から2024年12月31日までとする。

2. 第46条（剰余金の配当の基準日）の規定にかかわらず、第13期の事業年度の中間配当の基準日は、2024年9月30日とする。
3. 本条は、第13期の事業年度終了後、これを削除する。

改定記録

2012年12月12日 制定

2013年 5月31日 定款一部変更

2016年 6月 8日 定款一部変更
2018年 6月 12日 定款一部変更
2018年11月27日 定款一部変更
2019年 6月 12日 定款一部変更
2020年 5月 11日 定款一部変更
2020年 6月 17日 定款一部変更
2021年 6月 15日 定款一部変更
2021年12月 2日 定款一部変更①
2021年12月 2日 定款一部変更②
2024年 1月 23日 定款一部変更
2024年 4月 4日 定款一部変更
2024年 6月 25日 定款一部変更